平成２３年（フ）第１５３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西36番地
１　Ａ―102号
債務者　冨樫　　登
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０９号
愛知県一宮市三条字安12番地　セントアロマ202号
債務者　平山　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３２号
愛知県稲沢市小池３丁目13番15号
債務者　松本　幸美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２９号
香川県高松市田村町1179番地　市営住宅すみれ団地６棟302号室
債務者　米田　信仁
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２３３号
香川県高松市仏生山町甲642番地１
債務者　北畑　明満
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８９号
仙台市青葉区錦ケ丘５丁目１番地の２　錦ケ丘アーバンヒルズリエール406
債務者　齋藤　重昭
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
仙台市青葉区芋沢字横向山156番地の７
債務者　高橋　正樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
仙台市泉区将監９丁目１番８―204号、従前の住所仙台市若林区蒲町字東36番地の２　セルシオ蒲町Ⅲ―202
債務者　瀬川　佳莉
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
仙台市青葉区菊田町１番21号
債務者　武田　博義
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
仙台市若林区若林７丁目12番18号
債務者　秋葉スエ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
福島市鎌田字橋本11番地の２　長谷川アパート101号
債務者　石川　達弥
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
福島市永井川字壇ノ腰11番地の１　アルビオン205号
債務者　根本　美季（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
福島市瀬上町字行人堂17番地の３
債務者　大宮　定子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
福島県二本松市茶園２丁目16番地１
債務者　天野　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
千葉県富津市大堀１丁目14番地１　タウンハイツ鏡田106
債務者　今野　直次
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６１号
千葉県木更津市祇園33番地５　サンドリーム103
債務者　渡辺　夕子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６５号
千葉県君津市外箕輪２丁目８番38号　101
債務者　矢口　健二
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６６号
千葉県君津市外箕輪２丁目８番38号　101
債務者　矢口佐奈恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部